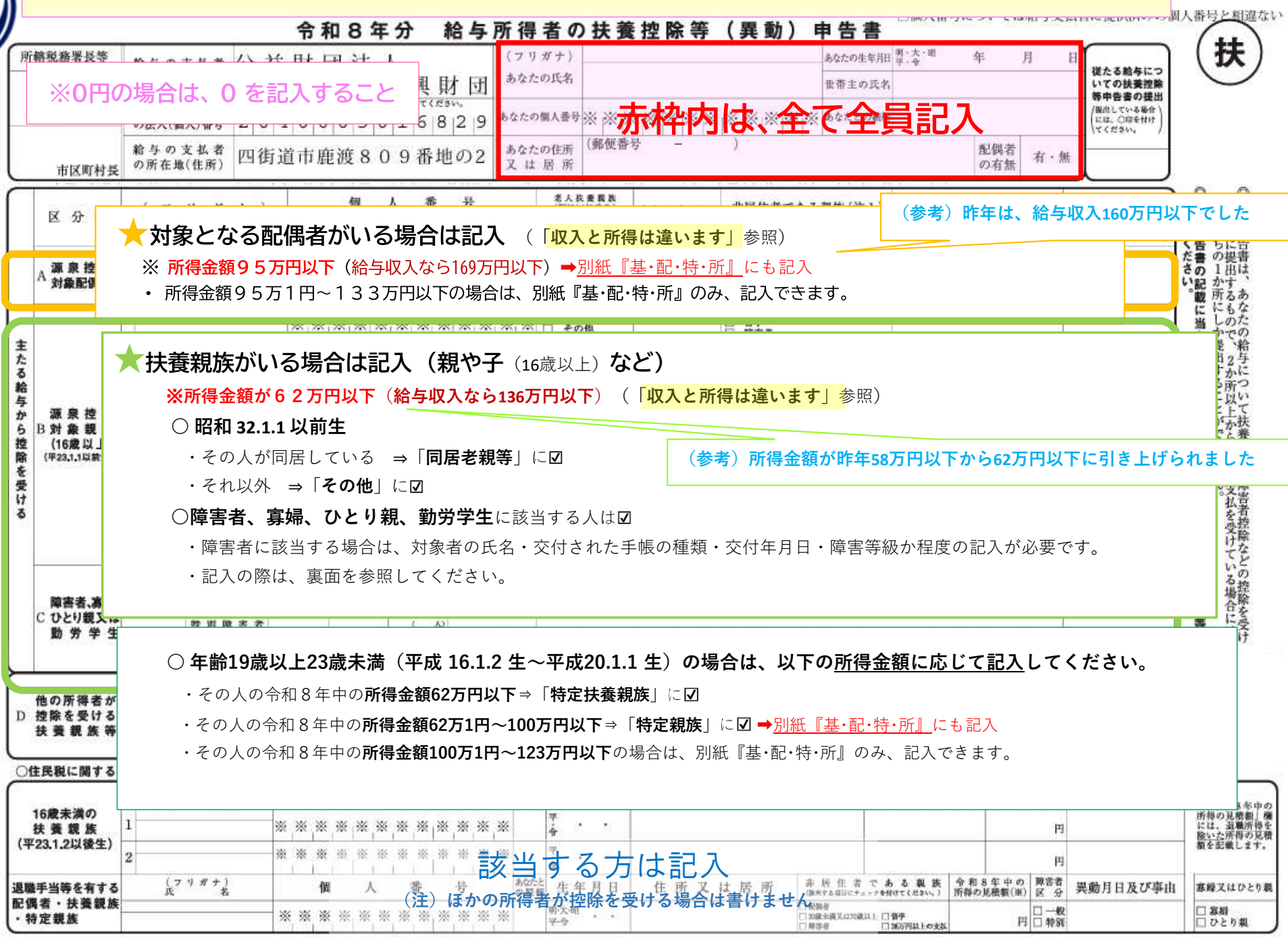
①

扶養控除等の所得要件の引上げにより、**新たに記入できる配偶者、扶養親族がいる場合は、朱書きでご記入ください。**
また、異動月日及び事由に、**「令和８年12月1日 改正」**とご記入ください。

令和8年分



②

「収入と所得は違います」
収入金額が74万999円までは、所得0円。
219万999円までは、収入金額から74万円を引く。
それ以外は「収入と所得は違います」参照。

※金額は必ず記入してください。0円の場合は、０ を記入すること。

令和8年分

令和８年12月年末調整用

の配偶者控除等申告書 兼 給与所得者の特定親族特別控除申告書 兼 所得金額調整控除申告書

赤枠内は、全て全員記入

基・配・特・所

◆ 給与所得者の基礎控除申告書 ◆

○ あなたの本年中の合計所得金額の見積額の計算

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	(1) 給与収入	(2) 給与所得
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(3) 年金・他の所得
あなたの本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		(4) 合計所得

○ 控除額の計算

判定		489万円以下		104万円
	489万円超	655万円以下	(A)	67万円
	655万円超	900万円以下		62万円
	900万円超	950万円以下	(B)	
	950万円超	1,000万円以下	(C)	
	1,000万円超	2,350万円以下		
	2,350万円超	2,400万円以下		48万円
	2,400万円超	2,450万円以下		32万円
	2,450万円超	2,500万円以下		16万円

区分Ⅰ
(5) 記入 (左のA～Cを記載)

基礎控除の額
(6) 記入 円

※「区分Ⅰ」及び「基礎控除の額」欄は「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の配偶者控除等申告書 ◆

○ 配偶者の氏名等

配偶者控除・配偶者特別控除を受ける人のみ、全て記入
※所得金額が133万円以下なら記入
(注)夫婦の双方がお互いに適用を受けることはできません

所得の種類	収入金額	所得金額
(1) 給与所得	(1) 給与収入	(2) 給与所得
(2) 給与所得以外の所得の合計額		(3) 年金・他の所得
配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額)		(4) 合計所得

判定		
	62万円以下かつ年齢70歳以上（昭32.1.1以前生）（老人控除対象配偶者に該当）	(1)
	62万円以下かつ年齢70歳未満	(2)
	62万円超95万円以下	(3)
	95万円超133万円以下	(4)

配偶者の区分 Ⅱ (5) 区分

○ 控除額の計算

区分Ⅱ

区分	①	②	③	④(上記「配偶者の本年中の合計所得金額の見積額 (1)と(2)の合計額」) 95万円超100万円以下	100万円超105万円以下	105万円超110万円以下	110万円超115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超125万円以下	125万円超130万円以下	130万円超133万円以下
A	48万円	38万円	38万円	36万円	31万円	26万円	21万円	16万円	11万円	6万円	3万円
B	32万円	26万円	26万円	24万円	21万円	18万円	14万円	11万円	8万円	4万円	2万円
C	16万円	13万円	13万円	12万円	11万円	9万円	7万円	6万円	4万円	2万円	1万円
摘要	配偶者控除			配偶者特別控除							

配偶者控除の額
(6) どちらかに 円

配偶者特別控除の額
必ず記入 円

※「配偶者控除の額」又は「配偶者特別控除の額」欄は「判定」及び「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

◆ 給与所得者の特定親族特別控除申告書 ◆

（参考）所得金額が昨年58万円以下から62万円以下に引き上げられました

特定親族特別控除を受ける人のみ全て記入
19歳以上23歳未満(平成16.1.2～平成20.1.1生)で、所得金額が62万円超123万円以下なら記入
(給与収入金額が136万超197万円以下)
(注)ほかの所得者が控除を受ける場合は書けません

特定親族の氏名等	特定親族の住所又は居所が非居住者である特定親族の住所又は居所	非居住者である特定親族と生計を一にする事実	特定親族の本年中の合計所得金額の見積額	特定親族特別控除の額
1			合計所得 円	必ず記入 円
2			円	円

※「控除額の計算」の表を参考に記載してください。

特定親族	115万円以下	115万円超120万円以下	120万円超123万円以下
	万円	6万円	3万円

◆ 所得金額調整控除申告書 ◆

あなたの本年中の年末調整の対象となる給与の収入金額が850万円以下の場合は、記載する必要はありません。

要件		
	あなた自身が特別障害者(注2)	(右の★欄のみを記載)
	同一生計配偶者(注2)が特別障害者	(右の合欄及び★欄を記載)
	扶養親族(注2)が特別障害者	(右の合欄及び★欄を記載)
	扶養親族が年齢23歳未満（平16.1.2以後生）	(右の合欄のみを記載)

合	扶養親族等 (フリガナ)	左記の者の個人番号	左記の者の生年月日	★特別障害者	特別障害者に該当する事実
			明・大・昭 年 月 日		□ 扶養控除等申告書のとおり

給与の収入金額が850万円以下の方は記入する必要はありません
＊ 該当する方は記入

(注) 1 「要件」欄の2以上の項目に該当する場合は、いずれか1つの要件について、チェックを付け記載することで差し支えありません。
2 「特別障害者」、「同一生計配偶者」及び「扶養親族」に該当するかは、裏面の4－1の(4)をご確認ください。

◎この申告書の記載に当たっては、裏面の説明をお読みください。

（④）の人は、①の「令和８年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の源泉控除対象配偶者には記入できません。

「収入」と「所得」は違います。ご注意ください。

令和8年分

●給与所得の計算欄

給与の収入金額		円	A

給与の収入金額　A		給与所得の金額		
1円以上	740,999円以下			0 円
741,000円以上	2,190,999円以下	A－740,000 円		円
2,191,000円以上	2,192,999円以下			1,451,000 円
2,193,000円以上	2,195,999円以下			1,453,000 円
2,196,000円以上	2,199,999円以下			1,456,000 円
2,200,000円以上	3,599,999円以下	A ÷4(千円未満切捨て)＝B ,000 円	B	B ×2.8－80,000 円 円
3,600,000円以上	6,599,999円以下	A ÷4(千円未満切捨て)＝B ,000 円	B	B ×3.2－440,000 円 円
6,600,000円以上	8,499,999円以下	(A)× 90%－1,100,000 円		円
8,500,000円以上		(A)－1,950,000 円		円

●公的年金等の収入金額に対する公的年金等控除額

① 65 歳以上の人の公的年金等控除額

※65 歳以上の人とは、昭和 37 年 1 月 1 日以前に生まれた人をいいます。

公的年金等の収入金額 A		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	330万円以下	110万円	100万円	90万円
330万円超	410万円以下	A × 25%＋27万5,000円	A × 25%＋17万5,000円	A × 25%＋7万5,000円
410万円超	770万円以下	A × 15%＋68万5,000円	A × 15%＋58万5,000円	A × 15%＋48万5,000円
770万円超	1,000万円以下	A × 5%＋145万5,000円	A × 5%＋135万5,000円	A × 5%＋125万5,000円
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

② 65 歳未満の人の公的年金等控除額

公的年金等の収入金額 A		公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
		1,000 万円以下	1,000 万円超 2,000 万円以下	2,000 万円超
	130万円以下	60万円	50万円	40万円
130万円超	410万円以下	A × 25%＋27万5,000円	A × 25%＋17万5,000円	A × 25%＋7万5,000円
410万円超	770万円以下	A × 15%＋68万5,000円	A × 15%＋58万5,000円	A × 15%＋48万5,000円
770万円超	1,000万円以下	A × 5%＋145万5,000円	A × 5%＋135万5,000円	A × 5%＋125万5,000円
1,000万円超		195万5,000円	185万5,000円	175万5,000円

所得の計算例

(例1) 給与収入のみの場合

給与収入金額が73万円の場合 ➡ 74万999円以下なので、給与所得は0円

所得の種類		収入金額	所得金額	
(1)	給与所得	730,000 円	(裏面「4(1)」を参照) 0 円	区分Ⅰ A
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 0 円	基礎控除の額 104万円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)			0 円	

(例2) 給与収入と年金収入がある場合

給与収入金額が110万円で、年金収入金額が290万円の場合

➡ (1) 給与所得の計算　　110万円－74万円＝**36万円**

➡ (2) 給与所得以外の所得の計算

☆65歳以上の方　290万円－110万円（控除額）＝180万円

所得の種類		収入金額	所得金額	
(1)	給与所得	1,100,000 円	(裏面「4(1)」を参照) 360,000 円	区分Ⅰ A
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 1,800,000 円	基礎控除の額 104万円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)			2,160,000 円	

☆65歳未満の方　290万円×２５％＋275千円=100万円（控除額）

290万円―100万円＝190万円

所得の種類		収入金額	所得金額	
(1)	給与所得	1,100,000 円	(裏面「4(1)」を参照) 360,000 円	区分Ⅰ A
(2)	給与所得以外の所得の合計額		(裏面「4(2)」を参照) 1,900,000 円	基礎控除の額 104万円
あなたの本年中の合計所得金額の見積額((1)と(2)の合計額)			2,260,000 円	

③

令和8年同様、所得要件の引上げなどの改正も行われています。記載漏れがないようご注意ください。

※0円の場合は、０を記入すること

令和9年分

令和９年分　給与所得者の扶養控除等（異動）申告書

扶

所轄税務署長等　成田　税務署長　市区町村長

給与の支払者の名称（氏名）　公益財団法人 千葉県教育振興財団

給与の支払者の法人（個人）番号　2 0 4 0 0 0 5 0 1 6 8 2 9

給与の支払者の所在地（住所）　四街道市鹿渡８０９番地の２

（フリガナ）　あなたの氏名　　あなたの生年月日　明・大・昭・平・令　年　月　日

世帯主の氏名

あなたの個人番号　※※※※※※※※※※※※

あなたの住所又は居所　（〒）＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊＊　配偶者の有無　有・無

従たる給与についての扶養控除等申告書の提出（提出している場合には、○印を付けてください。）

赤枠内は、全て全員記入

以下の各欄に記載する親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、ひとり親又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、上記の各欄を記載して給与の支払者に提出してください。

区分等	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	老人扶養親族（昭28.1.1以前生）	特定扶養親族・特定親族（平17.1.2～平21.1.1生）	令和９年中の所得の見積額	非居住者である親族（注１）	生計を一にする事実	住所又は居所	異動月日及び事由
A 源泉控除対象配偶者											

★ 対象となる配偶者がいる場合は記入　※見積所得金額９５万円以下

◎この申告書は、あなたの給与について扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。そのうちの１か所にしか…

◎この申告書の記載に当たってのお読みください

主たる給与から控除を受ける

★扶養親族がいる場合は記入（親や子（16歳以上）など）

※所得金額６２万円以下（給与収入なら136万円以下）（「収入と所得は違います」参照）

○ 昭和 32.1.1 以前生

・その人が同居している　⇒「同居老親等」に☑

・それ以外　⇒「その他」に☑

○障害者、寡婦、ひとり親、勤労学生に該当する人は☑

・障害者に該当する場合は、対象者の氏名・交付された手帳の種類・交付年月日・障害等級か程度の記入が必要です。

・記入の際は、裏面を参照してください。

○年齢19歳以上23歳未満（平成 17.1.2 生～平成21.1.1 生）

・その人の令和９年中の合計所得の見積所得金額６２万円以下　⇒「特定扶養親族」に☑

・その人の令和９年中の合計所得の見積所得金額６２万円超１００万円以下　⇒「特定親族」に☑

		（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	控除対象外国外扶養親族	令和９年中の所得の見積額（※）	異動月日及び事由	※「令和９年中の所得の見積額」欄には、退職所得を除いた所得の見積額を記載します。
16歳未満の扶養親族（平24.1.2以後生）	1		※※※※※※※※※※※※					円		
	2		※※※※※※※※※※※※					円		

該当する方は記入

（注）ほかの所得者が控除を受ける場合は書けません

	（フリガナ）氏名	個人番号	あなたとの続柄	生年月日	住所又は居所	非居住者である親族	令和９年中の所得の見積額（※）	障害者区分	異動月日及び事由	寡婦又はひとり親
退職手当等を有する配偶者・扶養親族・特定親族		※※※※※※※※※※※※		明・大・昭・平・令　・　・		□配偶者 □16歳未満又は30歳以上 □留学 □障害者 □38万円以上の支払	円	□一般 □特別		□寡婦 □ひとり親